

老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ請求も可能です！



年金は、自分で年金を受けるための手続き（年金請求）を行わなければ支給されません。

老齢基礎年金の支給は原則65歳からとなっていますが、希望すれば60歳から繰り上げ、または、逆に70歳まで繰り下げて請求することもできます。繰り上げ請求する場合は、請求する年齢等により一定の割合で減額され、繰り下げ請求の場合は加算されます。（下記の表をご覧ください）

■昭和16年4月2日以降に生まれた方の繰り上げ、繰り下げ請求の支給率

繰り上げ請求		繰り下げ請求	
年 齢	支 給 率	年 齢	支 給 率
60歳0か月～60歳11か月	70～75.5%	66歳0か月～66歳11か月	108.4～116.1%
61歳0か月～61歳11か月	76～81.5%	67歳0か月～67歳11か月	116.8～124.5%
62歳0か月～62歳11か月	82～87.5%	68歳0か月～68歳11か月	125.2～132.9%
63歳0か月～63歳11か月	88～93.5%	69歳0か月～69歳11か月	133.6～141.3%
64歳0か月～64歳11か月	94～99.5%	70歳0か月	142%

（※繰り上げ請求は1か月につき0.5%減り、繰り下げ請求は1か月につき0.7%増えます。）
（※昭和16年4月1日以前に生まれた方の支給率は上記の表とは異なります。）

【繰り上げ請求(65歳になる以前に支給)の注意点】

- ・繰り上げ請求を行った場合、支給される年金額は生涯減額されます。
- ・65歳までは他の年金が支給停止になります。
- ・遺族厚生（共済）年金を受けている方は65歳まではどちらかの選択になります。
- ・障害のある方は、繰り上げ請求をした後に程度

が重くなっても障害基礎年金は請求できません。

- ・国民年金の任意加入はできなくなります。
- ・寡婦年金の受給権が消滅します。

【繰り下げ請求の注意点】

- ・加入期間が国民年金のみの人が繰り下げ請求を希望する場合は、66歳以降の請求時点で必ず繰り下げの申出をしてください。

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民課 戸籍医療年金係 (☎2-2453)
函館年金事務所 国民年金課 (☎0138-56-1165)

入札結果

(8月2日入札分)

事業名称	契約業者	契約金額 (税込・円)	予定価格 (税込・円)	落札率 (%)	参加 業者数	工期 (納期)
町道駅前通線側溝取替工事	株式会社 藤田組	1,836,000	2,484,000	73.91	6社	29.11.17
町営住宅中部団地安全柵修理工事	株式会社 城北工業 長万部支店	3,693,600	3,758,400	98.28	6社	29.10.31
役場庁舎前玄関床タイル張替修繕工事	有限会社 上川建設	1,944,000	1,944,000	100.00	7社	29.10.20
長万部終末処理場維持管理業務委託	三機環境サービス 株式会社 北海道営業所	168,480,000	180,554,400	93.31	3社	34. 9.30
浄水場設備修繕工事	オルガノ 株式会社 北海道支店	4,514,400	4,762,800	94.78	4社	29.12. 8
配水管移設工事	株式会社 山本組	3,952,800	4,071,600	97.08	8社	29.11.20